



FCO-OP

発行日 2020年12月15日

発行者 暮らし見直し委員会

LPA活動

発行責任者 阿部 孝子

No. 169

18才から成年に

(2022年4月1日施行)

日本では民法で成年年齢が定められています。すでに、選挙権は18才からになっていますが、民法改正に伴い、2022年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に変わります。**【18才は成人】**という自覚を持ち、行動することが大切です。

2022年4月1日に18歳、19歳に達している方は、その日から新成人になります。

【18才（成年）になったらできること】

★親の同意が無くても、様々な契約をすることができます。(ただし、審査があります)

- ・携帯電話の購入
- ・クレジットカードの申し込み
- ・ローンの契約
- ・不動産の契約 など

★親の同意が無くても、結婚できる。(女性の結婚年齢が18才に引き上げ)

★10年パスポートの取得

★司法書士、公認会計士など国家資格の取得

ただし、飲酒、喫煙、公営競技(競馬、競輪等)は、今まで通り20才からです。
高校3年生は、**未成年者と成人が混在する**ので要注意です。

未成年者の契約には、親の同意が必要です。未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた「未成年者取消権」によって、その契約を取り消すことができます。**「成年」になると、親による契約の取消しができません。**

契約には様々なルールがあり、そうした知識がないまま、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。子どもが「成年」になるまでにしっかり子どもに伝えていきましょう。



LPAは組合員の「暮らしの安心・安全」を守るお手伝いをしています。

【お問い合わせ】 エフコープ 組合員活動部内 LPA活動事務局

TEL: 092-947-9003 FAX: 092-947-9192